

## 入居者の権利章典

### 入居者の権利章典

**3 (1)** 長期介護ホームの資格保持者の各々は、以下の入居者権利が完全に尊重され且つ促進されることを保証するものとする。

#### 敬意を持って取り扱われる権利

1. 入居者の各々は、人種、先祖、出身地、肌の色、民族的出自、市民権、信条、性別、性的指向、性自認、性表現、年齢、婚姻状況、家族状況、障がいにかかわらず、礼儀と敬意をもって、入居者固有の尊厳、価値、個性を十分に考慮した方法で取り扱われる権利を有する。
2. 入居者の各々は、自身の生活様式や選択が尊重される権利を有する。
3. 入居者の各々は、意思決定への参加を尊重される権利を有する。

#### 虐待や介護放棄から解放される権利

4. 入居者の各々は、虐待を受けない権利を有する。
5. 入居者の各々は、資格保有者やスタッフから介護放棄を受けない権利を有する。

#### 最適な質の生活をする権利

6. 入居者の各々は、内密に通信する、各人の選択で訪問者を受け入れるおよび干渉されることなく誰とでもプライベートに相談する権利を有する。
7. 入居者の各々は、友人関係および関係を形成する権利ならびに当該長期介護ホームの生活に参加する権利を有する。
8. 入居者の各々は、適切な設備が整っている場合は、お互いの希望に基づき他の入居者と部屋を共有する権利を有する。
9. 入居者の各々は、プライバシーが保証された部屋の中で各人の配偶者または他の者とプライベートに会う権利を有する。

10. 入居者の各々は、社会的、文化的、宗教的、精神的および他の関心事を追求し各人の潜在能力を発展させ、自分の関心事を追求し且つ各人の潜在力を発展させるために資格保有者から合理的な援助が与えられる権利を有する。
11. 入居者の各々は、安全且つ清潔な環境で生活する権利を有する。
12. 入居者の各々は、物理的環境が不可能な場合を除き、屋外運動を楽しむために保護された屋外区域にアクセスする権利を有する。
13. 入居者の各々は、個人の持ち物、写真および備品を安全性要件および他の入居者の権利に適うことを条件として、各人の部屋に持ち込み且つ飾る権利を有する。
14. 入居者の各々は、財政に関する事柄を管理する法的行為能力に欠けている場合を除き、当該入居者自身の財政に関する事柄を管理する権利を有する。
15. 入居者の各々は、市民の権利を行使する権利を有する。

#### 質の高い介護と自己決定の権利

16. 入居者の各々は、ニーズに合致した適切な宿泊施設、栄養、介護およびサービスを受ける権利を有する。
17. 入居者の各々は、入居者の直接の介護には誰が責任を持ち且つ誰が介護をするのかを知らせてもらえる権利を有する。
18. 入居者の各々は、各人の個人のニーズに基づく取り扱いおよび介護においてプライバシーが保護される権利を有する。
19. 入居者の各々は、以下の権利を有する。
  - i. 各人の介護計画の進捗、実施、再検討および変更に参加する権利、
  - ii. 各人の同意が法的に義務付けられている、いかなる取り扱い、介護またはサービスにも同意または拒否する権利、および同意するまたは拒否することの結果を知らされる権利、
  - iii. 長期介護ホームへの各人の入居、退去または移転に関するいかなる決定をも含めて各人の介護のいかなる局面に関するいかな

る決定にも完全に参加する権利、およびこれらの事柄のいかなる点に関する独立した意見を得る権利、および

- iv. **2004 年個人健康情報保護法**の意味における各人の個人健康情報については、当該法に従い機密性が守られる権利および当該法に従い各人の介護計画を含む各人の個人健康情報の記録へアクセスできる権利。
20. 入居者の各々は、身体的、精神的、社会的、感情的な健康と生活の質を支えるために、介護者から継続的かつ安全なサポートを受ける権利および自分のニーズを支える介護者等と連絡を取るための支援を受ける権利を有する。
21. 入居者の各々は、当該ホームの資格保持者またはスタッフとのいかなる面談にも当該入居者のいかなる友人、家族、または大切な者にも出席してもらう権利を有する。
22. 入居者の各々は、当該入居者のいかなる移転または入院に関する情報をも受取る者を指名できる権利、および当該者に当該情報を直ちに受取ってもらう権利を有する。
23. 入居者の各々は、でき得る限り独立性を最大化する回復ケア理念に基づく独立性を指向した介護および援助を受ける権利を有する。
24. 入居者の各々は、当該法の下で規定されている限られた状況下および当該法の下で規定されている要件に従う場合を除き、拘束されない権利を有する。

注：州副知事の宣言される期日をもって、当該法律第 3 (1) 条 24 項は「拘束される」を削除し、「拘束または監禁される」に置き換える修正がなされる（参照：2021, c. 39, Sched. 1, s. 203 (3)）

25. 入居者の各々は、緩和ケアの理念に基づく介護とサービスを提供される権利を有する。
26. 死に瀕しているまたは危篤状態にある入居者の各々は、1 日 24 時間家族または友人を付き添いとして置いておける権利を有する。

## 通知、参加、苦情申し立てをする権利

27. 入居者の各々は、当該入居者に提供されているサービスに影響を及ぼすいかなる法律、規則または方針をも知らされるならびに苦情を提起する手続きを書面で知らされる権利を有する。
28. 入居者の各々は、入居者会に参加する権利を有する。
29. 入居者の各々は、各人自身または他の者を代表して方針およびサービスに関して干渉されることなく且つ当該入居者または他のいずれかの人に対する威圧、差別また報復の恐れなしに、以下の人物または組織にその憂慮を提起し、変更を提案をする権利を有する。

i. 入居者会。

ii. 家族会。

資格保有者、資格保有者が法人である場合は、当該法人の取締役および執行役員、ならびに、第五編下で認可されたホームの場合、第 135 条下の当該ホームの管理委員会または第 128 条または第 132 条下の当該ホームの役員会のメンバー。

iv. スタッフ。

v. 政府役人。

vi. 当該長期介護ホームの内部または外部の他のいかなる者。